

1	歴代市長・副市長	1
2	特別職の報酬・給料等	2
3	名誉市民	6
4	市民栄誉賞	6
5	公共施設における国旗・市旗の掲揚	6
6	行政不服審査法に基づく審査請求手続事務	6
7	公文書館	7
8	コンプライアンスの推進	8
9	情報公開制度	8
10	個人情報保護制度	9
11	情報公開・個人情報保護審査会	10
12	行政機構	11
13	人 事	14
14	職員厚生	17
15	行政改革	18
16	防 災	21
17	国民保護計画	25
18	危機管理指針・緊急事態等対処計画	25
19	情報政策	25
20	統 計	28
21	マイナポイント事業	28
22	広聴活動	29
23	公益通報	31
24	広報活動	31

1 歴代市長・副市長

(1) 市長



大西 秀人

歴代市長

氏名	就任年月	氏名	就任年月
赤松 渡	明治 23. 5	石原 留吉	大正 13. 9
小田 知周	29. 5	松原 権四郎	昭和 4. 1
鈴木 幾次郎	41. 5	冨家 政市	9. 5
逸見 常太郎	大正 3. 6	鈴木 義伸	17. 7
藤本 充安	6. 2	國東 照太	21. 3
大野 緑一郎 (職務管掌)	8. 3	三宅 徳三郎	42. 5
坂田 幹太	8. 5	脇 信男	46. 5
佐野 久宣	9. 10	増田 昌三	平成 7. 5
		大西 秀人	19. 5

(2) 副市長



加藤 昭彦



田村 真一

歴代副市長 (助役)

氏名	就任年月	氏名	就任年月
大内 義方	明治 23. 5	山口 武男	昭和 37. 6
赤澤 二郎	27. 3	久保田 英一	40. 12
喜田 多七郎	28. 11	廣瀬 實	42. 3
佐野 久宣	41. 3	兵頭 強	48. 6
西村 半蔵	43. 12	鎌田 忠	55. 9
石原 眞事	大正 4. 3	矢野 輝男	55. 9
大柏 清三郎 (職務管掌)	8. 3	増田 昌三	平成 4. 9
佐野 久宣	8. 5	井竿 辰夫	7. 9
大柏 清三郎	9. 11	廣瀬 年久	8. 9
川口 丙三郎	昭和 9. 8	中村 榮治	17. 12
林 平七	13. 8	岡内 須美子	19. 5
大山 省三	17. 8	金井 甲	19. 7
大西 林次	20. 2	岸本 泰三	22. 4
小林 茂吉	21. 4	勝又 正秀	23. 7
中村 良三	22. 6	加藤 昭彦	26. 4
藤田 宗光	27. 6	松下 雄介	27. 7
松浦 薫	33. 1	田村 真一	令和元. 7

※ 地方自治法の一部改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日から助役制度が副市長制度に変更になった。

※ 収入役

平成19年3月31日をもって収入役制度は廃止された。

歴代収入役

氏名	就任年月	氏名	就任年月
喜田 多七郎	明治 23. 6	伏石 清美	昭和 52. 6
細谷 善臣	28. 11	森 民雄	56. 7
鈴木 政	31. 1	大屋敷 賢	平成 元. 7
松尾 健次郎	37. 3	井竿 辰夫	5. 7
吉田 正次郎	大正 5. 3	砂湖 和夫	7. 9
京極 粹吉	昭和 3. 9	藤澤 嘉昭	11. 9
鈴木 嘉平	27. 11	中村 榮治	15. 9
大須賀 寛	35. 12	氏部 隆	17. 12
三木 清	48. 6		

2 特別職の報酬・給料等

(各年度4. 1現在 単位：円)

区分	年度	29	30	元	2	3
議 長		727,000	727,000	727,000	727,000	727,000
副 議 長		647,000	647,000	647,000	647,000	647,000
議 員		608,000	608,000	608,000	608,000	608,000
市 長		1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000	1,110,000
副 市 長		897,000	897,000	897,000	897,000	897,000
病院事業管理者 (※1)		897,000	808,000 897,000	808,000 897,000	897,000	897,000
上下水道事業管理者 (※1)		731,000	731,000	—	—	—
教 育 長		731,000	731,000	731,000	731,000	731,000
固定資産評価審査委員会委員長 又は審査長の職務を行う委員	日額	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
固定資産評価審査委員会委員	日額	8,600	8,600	8,600	8,600	8,600
教 育 委 員 会 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
監 査 委 員 (議選)	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
” (識見)		141,900	141,900	141,900	141,900	141,900
” (常勤)		413,000	413,000	413,000	413,000	413,000
公 平 委 員 会 委 員 長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
” 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
” 委 員	日額	16,400	16,400	16,400	16,400	16,400
農 業 委 員 会 会 長		57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
” 会長職務代理者		44,900	44,900	44,900	44,900	44,900
” 部会長 (※2)		44,900	—	—	—	—
” 委 員		40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
農地利用最適化推進委員 (※3)		—	35,000	35,000	35,000	35,000
固 定 資 産 評 価 員	日額	19,700	19,700	19,700	19,700	19,700
地 域 審 議 会 会 長 (※4)	日額	14,200	9,500	9,500	9,500	—
” 副会長 (※4)	日額	12,900	8,600	8,600	8,600	—
” 委 員 (※4)	日額	12,900	8,600	8,600	8,600	—
自 治 推 進 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
総 合 計 画 審 議 会 委 員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
水環境協議会委員 (※5)	日額	6,500	6,500	6,500	—	—
安全で安心なまちづくり 推進協議会委員	日額	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

区分	29	30	元	2	3
空家等対策協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
交通安全対策会議委員・特別委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
総合都市交通計画推進協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
表彰審査委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
行政不服審査会委員	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400
公文書等管理審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
情報公開審査会委員 (※6)	日額 6,500	日額 6,500	—	—	—
情報公開・個人情報保護審査会 (※7)	—	—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
個人情報保護審議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
個人情報保護審査会委員 (※8)	日額 6,500	日額 6,500	—	—	—
公務災害補償等認定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公務災害補償等審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公正職務審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
退職手当審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
防災会議委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
国民保護協議会委員・専門委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
入札監視委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公の施設指定管理者選定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社会福祉審議会委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
民生委員推薦会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社会福祉施設整備等審査会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
介護認定審査会委員	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000	日額 18,000
国民健康保険運営協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
障害支援区分等審査会委員	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600	日額 19,600
老人ホーム入所所判定委員会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
子ども・子育て支援会議委員・臨時委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
いじめ問題再調査委員会委員(※9)	—	—	—	—	日額 16,400
こども未来館運営協議会委員 (※10)	—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
感染症診査協議会委員	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500

区分	年度	29	30	元	2	3
予防接種健康被害調査会 委員・臨時委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
小児慢性特定 疾病審査会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
環境審議会委員・特別委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
廃棄物減量等推進審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
産業廃棄物審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
創造都市推進審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中小企業振興審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中小企業勤労者福祉共済事業 運営審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
伝統的ものづくり 振興審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
創造支援センター使用 審査委員会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
農業基本対策審議会委員・専門委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
分収造林審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
中央卸売市場開設運営協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
公設花き地方卸売 市場取引委員会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
塩江温泉水審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
国際交流推進協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化芸術振興審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化奨励賞選考審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
スポーツ推進審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
スポーツ推進委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美術館協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美術品等収集審査会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
都市計画審議会委員・ 臨時委員・専門委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
住居表示審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
美しいまちづくり審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
景観審議会委員・臨時委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
土地区画整理審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
土地区画整理事業評価員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
生活道路整備審議会委員 (※11)		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
漁港開発審議委員会委員 (※12)		日額 6,500	—	—	—	—
放置自動車廃物判定委員会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500

区分	年度	29	30	元	2	3
自転車等駐車対策協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
開発審査会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
建築審査会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
玉藻公園管理委員会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
小中学校校区審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
高等学校等入学準備金貸付選考委員会委員 (※13)		日額 6,500	—	—	—	—
奨学生選考委員会委員 (※14)		日額 6,500	—	—	—	—
奨学生等選考委員会委員 (※15)		—	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
就学指導委員会委員		日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500	日額 10,500
いじめ問題調委員会委員		日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400	日額 16,400
学校結核対策審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
社会教育委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
少年育成センター運営協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
生涯学習センター等運営協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
文化財保護審議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
歴史資料館等協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
歴史資料館等資料収集審査会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
図書館協議会委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
議会史編さん委員会委員・専門委員		日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500	日額 6,500
選挙長		選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額	選挙管理委員会委員長が市長と協議して定める額
投票・開票管理者						
投票・開票・選挙立会人						

※1 病院事業及び下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、平成23年4月1日から設置。水道事業を香川県広域水道企業団へ移管するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部に代えて財務規定を適用したため、上下水道事業管理者は30年3月31日廃止。

病院事業管理者の給料月額：30年1月1日から令和元年12月31日まで808,000円。

※2 平成29年7月20日廃止。

※3 平成29年7月20日から設置。

※4 令和3年3月31日廃止。

※5 令和元年9月25日廃止。

※6 平成30年9月30日廃止。

※7 平成30年10月1日から設置。

※8 平成30年9月30日廃止。

※9 令和2年12月25日から設置。

- ※10 平成28年11月23日から設置。
- ※11 平成28年7月13日から設置。
- ※12 平成29年6月28日廃止。
- ※13 平成29年12月27日廃止。
- ※14 平成29年12月27日廃止。
- ※15 平成29年12月27日から設置。
- ※16 特記のないものは月額である。
- ※17 平成30年度及び令和元年12月31日までの病院事業管理者の給料の月額は、減額措置後の金額。太字ゴシック体は、減額前の金額。

3 名誉市民

高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し高松市名誉市民の称号を贈り、顕彰する。

國 東 照 太 昭和45年11月6日贈呈
協 信 男 平成9年2月17日贈呈

4 市民栄誉賞

高松市民または高松市にゆかり縁の深い個人または団体で、郷土の誇りとなり、または市のイメージアップに貢献し、広く市民に敬愛されるものを表彰し、その栄誉をたたえる。

中 西 太 平成12年11月15日贈呈

5 公共施設における国旗・市旗の掲揚

本市の公共施設における国旗及び市旗の取扱いについては、各施設ごとに対応することとしていたが、平成11年の「国旗及び国歌に関する法律」の制定を契機に、取扱いを統一するための基準の必要性が高まったことから、「高松市国旗及び市旗の取扱基準」を策定し、14年8月1日から、旗ざおを有する施設において、国旗または国旗及び市旗の掲揚を実施した。また、これに併せ、市旗の制式を定め、色や市章の位置などを取り決めた。

さらに、取扱いを明確にするため同基準を見直し、21年11月1日からは開庁日及び祝日の午前8時30分から午後5時までの間、原則として、雨天・強風時等を除き、掲揚することとした。

6 行政不服審査法に基づく審査請求手続事務

地方公共団体等の行った処分等に対する不服申立制度についての一般法である行政不服審査法が全部改正となり、平成28年4月1日に施行された。このことに伴い、改正行政不服審査法に基づき出された審査請求の受付、審理員の指名、第三者機関である高松市行政不服審査会への諮問及び審査請求に対する裁決等を行い、行政の適正な運営の確保を図る。

令和2年度実績

審査請求の受付件数 7件
行政不服審査会の開催 0回

7 公文書館

高松市公文書館は公文書館法（昭和62年法律第115号）、高松市公文書館条例（平成25年条例第3号）に基づき設置したもので、歴史資料として重要な公文書等を収集・整理・保存し、市民の閲覧等の利用に供し、学術及び文化の発展に役立てることを目的とする施設である。

(1) 施設の概要

- ア 所在地 高松市国分寺町新居1298番地（国分寺総合センター2階）
- イ 開館年月日 平成27年3月26日
- ウ 延床面積 約900㎡
- エ 内容 書架（総延長 約1.8km）・閲覧スペース・作業室・書庫・事務室等

(2) 事業概要（令和2年度）

- ア 入館者数 571人
- イ 公文書等の利用請求件数 39件
- ウ 広報及び利用促進事業

企画展

テーマ	高松市市制施行130周年記念 高松市公文書館開館5周年記念企画展 歴史をつむぐ 未来へつなぐ 130年の想いをのせて	
開催期間	令和2年10月1日～11月26日	令和2年12月1日～12月27日
開催場所	公文書館開館（閲覧スペース）	高松市中央図書館2階展示スペース

エ 研修

公文書管理制度の周知を図るため、職員を対象とした文書事務研修を実施した。

オ 公文書等の収集、整理、保存及び利用

各実施機関が保管している保存期間満了の年度を迎えた文書及び現在も主管課現用文書として保管されたままとなっていた旧牟礼町現用文書について整理作業を行い、歴史公文書等を選別し、公文書館に収集・保存した。

収蔵資料内訳

（2年度末）

特定歴史公文書等の内訳	システム登載件数
旧牟礼町	8,763
旧国分寺町	35,730
旧香川町	23,186
旧香南町	15,195
旧塩江町	17,754
旧庵治町	1,124
高松市	34,600
企画展資料	21
寄贈資料	881
開架資料	11,600
計	148,854

8 コンプライアンスの推進

相次ぐ職員の不祥事の発生を受け、平成23年6月に、全課において、不祥事が想定される要因を整理し、その発生防止に向けた課題の抽出と、課題ごとの目標設定や行動計画を定めた「不祥事撲滅推進プログラム」を作成するとともに、職場ごとにヒヤリハット事例などについて協議する「リスクマネジメント会議」を設置した。

また、24年12月に、「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」を制定したほか、25年11月に、不祥事の発生防止に重要な役割を果たす管理職に対し、その心構えや危機管理対応、コスト意識、メンタルヘルス対策などの留意すべき事項をまとめた「所属長のための必携マニュアル」を作成・配付した。

26年8月には、若手職員により構成される「高松市コンプライアンス推進チーム」を設置し、同チームが全職員を対象として実施したアンケート調査の結果などを踏まえ、同年11月、職員のコンプライアンス推進の取組の指針として、30の施策からなる「コンプライアンス推進施策」を策定した。

また、コンプライアンス推進のための専任組織として、27年4月に、総務局内にコンプライアンス推進課を設置するとともに、同課に弁護士資格を有する職員を配置した。

「コンプライアンス推進施策」については、先進市等の取組事例や同年10月に実施した「コンプライアンスアンケート」の結果等も踏まえて内容を見直し、28年3月に、28年度を始期とする「新コンプライアンス推進施策」を策定した。

さらに、29年2月の一部改訂を経て、令和2年3月、各職場における「リスクマネジメント会議」など現行の取組を充実・発展させるとともに、新たに3つの重点取組目標を設定し、職員が効果的かつ主体的に取り組むことができるよう見直しを行い、「高松市職員のためのコンプライアンス推進施策」としてリニューアルを図り、これに基づき、各種の取組を実施する中で、その効果等を検証しながら、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に努めることとしている。

9 情報公開制度

(1) 情報公開制度の検討経過

市の保有する公文書を市民からの請求に基づき公開することにより、市政に対する理解と信頼を深めるなど、市と市民が一体となった「より開かれた市政」の実現を目指して、昭和61年4月に「高松市公文書の公開に関する条例」が公布され、同年10月からの施行により、公文書公開制度がスタートした。

その後、国において「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成11年5月に制定されたことなどを踏まえ、それまで以上に市政の透明性を高め、市民に開かれた市政をより一層推進するため、12年に公文書公開制度の見直しを行った。また、請求権者の範囲や対象となる文書の範囲を拡大するなど、より公開度を高め、13年4月から新しい情報公開制度をスタートさせた。その後においては、20年4月に情報公開室を設置し、電子申請による情報公開請求の運用を開始するなど、情報公開の推進に努めている。また、27年4月に情報公開室を廃止するとともに、新たに設置したコンプライアンス推進課において情報公開制度及び個人情報保護制度を所掌することとした。

(2) 公開請求件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定種別 総数	決定種別					
			公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答 拒否	却下
28	1,615 (27)	1,864 [6,460]	1,004 [1,652]	754 [4,230]	29 [578]	76	1	0
29	1,701 (15)	1,753 [5,474]	991 [1,489]	711 [3,974]	7 [11]	44	0	0
30	1,874 (16)	2,017 [5,781]	1,092 [1,614]	844 [4,159]	6 [8]	65	10	0
元	1,766 (29)	1,862 [5,944]	1,024 [1,480]	766 [4,418]	14 [46]	55	3	0
2	1,842 (28)	1,973 [5,528]	1,092 [2,078]	809 [3,244]	20 [206]	51	1	0

※ 請求件数欄の（ ）内の数字は、請求件数のうち、取下げがあった件数

[]内の数字は、対象行政文書数

10 個人情報保護制度

(1) 個人情報保護制度の検討経過

個人情報の保護の重要性に鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項及び個人情報に関する権利等を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で民主的な市政の推進に資するため、平成11年3月に「高松市個人情報保護条例」を施行した。

また、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の制定に伴い、「高松市個人情報保護条例」の一部を改正し、実施機関が保有する個人情報の利用停止請求等に関する規定を整備するとともに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報保護ファイルを提供する等の行為をした職員等に対する罰則を設けるなど、所要の条例改正を行って適正な個人情報保護に努めている。

(2) 個人情報保護審議会

個人情報保護制度を適正かつ円滑に運営するために設置された第三者機関であり、実施機関の個人情報の例外的な取扱いなど、制度の運営に関する重要事項について審議する。また、いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、26年12月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に規定する「評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い」を審議会の所掌事項に加えた。

(3) 開示請求の件数及び処理状況

(単位：件)

年度	請求件数	決定種別 総数	決定種別				
			開示	一部開示	不開示	不存在	却下
28	132(2)	143	70	61	4	8	0
29	110(1)	127	52	56	2	17	0
30	148(0)	184	72	77	6	24	5
元	145(1)	179	56	101	4	18	0
2	153(3)	184	81	83	7	13	0

※ 請求件数欄の（ ）内の数字は、請求件数のうち取下げがあった件数

(4) 訂正請求及び利用停止請求件数の状況

平成28年度～令和2年度 0件

(5) 個人情報取扱事務の登録、利用及び提供の状況

(2年度) (単位：件)

実施機関	登録事務数	利用事務数		提供事務数	
		手作業処理	汎用電子計算機処理	手作業処理	汎用電子計算機処理
市長	380	24	85	32	43
病院事業管理者	4	1	1	0	0
消防局長	58	2	0	1	2
教育委員会	535	2	8	8	1
監査委員	1	1	0	0	0
選挙管理委員会	3	0	1	1	2
農業委員会	7	0	2	0	1
市議会	10	0	0	5	0
公平委員会	1	0	0	0	1
固定資産評価審査委員会	1	0	0	0	0
合計	1,000	30	97	47	50
		127		97	

※1 利用事務数は、実施機関内部または他の実施機関が利用した登録事務数をいう。

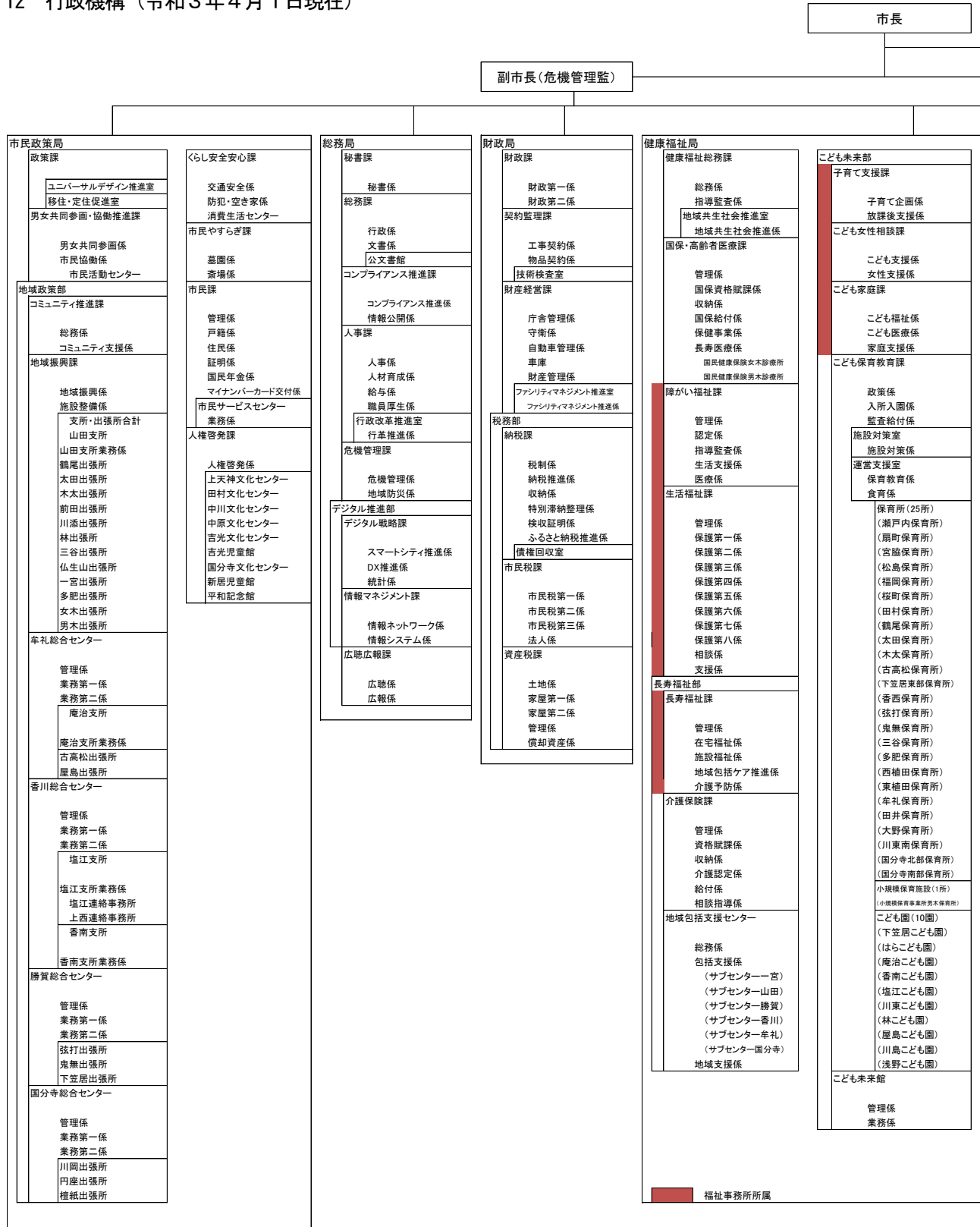
※2 提供事務数は、実施機関以外に提供した登録事務数をいう。

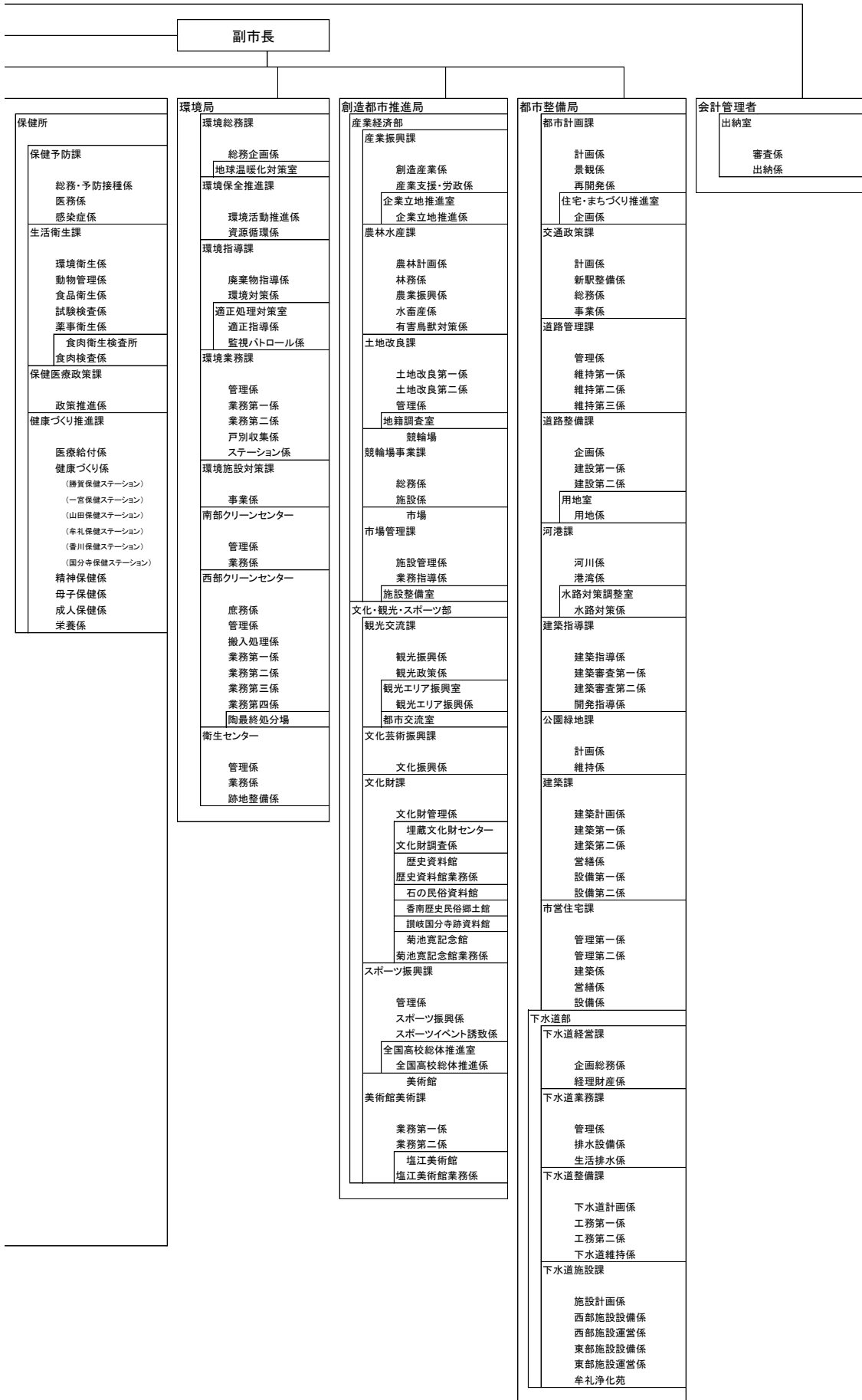
11 情報公開・個人情報保護審査会

平成30年10月1日に、設置目的が類似する情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、新たに、情報公開・個人情報保護審査会を設置した。

情報公開の請求並びに個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する実施機関の決定について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて、より公正な立場から審査するために設置された第三者機関であり、実施機関はこの審査会の答申を得て、当該審査請求についての決定を行う。

12 行政機構（令和3年4月1日現在）





		病院事業管理者		教育委員会		香川県広域水道企業団派遣			
		病院局		教育局		本部事務局			
消防局 総務課 総務係 経理係 人事教養係 消防団係 予防課 予防広報係 調査第一係 調査第二係 危険物係 消防設備係 消防防災課 防災係 救急救助係 整備係 指揮第一係 指揮第二係 情報指令課 情報指令第一係 情報指令第二係 情報管理第一係 情報管理第二係 北消防署 予防係 防災第一係 防災第二係 救助第一係 救助第二係 救急第一係 救急第二係 (朝日分署) 予防係 防災第一係 防災第二係 救急係 南消防署 予防係 防災第一係 防災第二係 救助第一係 救助第二係 救急第一係 救急第二係 (香川分署) 予防係 防災第一係 防災第二係 救急係 内産出張所 塩江出張所 東消防署 予防係 防災第一係 防災第二係 救急係 (牟礼分署) 予防係 防災第一係 防災第二係 救急係 山田出張所		みんなの病院 医療局 (内科) (呼吸器内科) (消化器内科) (循環器内科) (神経内科) (外科) (呼吸器外科) (脳神経外科) (整形外科) (形成外科) (精神科) (小児科) (皮膚科) (泌尿器科) (産科・婦人科) (眼科) (耳鼻咽喉科) (リハビリテーション科) (放射線科) (病理診断科) (臨床検査科) (救急科) (歯科口腔外科) (麻酔科) 薬剤局 (薬務係) 医療技術局 (検査技術科) (放射線技術科) (リハビリテーション技術科) (臨床工学科) (機能訓練) (栄養科) (歯科口腔外科) 看護局 みんなの病院事務局 総務課 総務係 物品・契約係 施設・設備係 経営企画課 経営戦略係 医事課 医事係 情報管理室 中央手術センター 腎センター 健康管理センター 内視鏡センター 超音波検査センター 脳卒中・神経センター 地域医療・患者支援センター (入退院連携係) (地域連携係) がん診療支援センター 医療安全管理センター 院内感染対策センター 臨床教育センター メンタルサポートセンター 市民病院塩江分院 医療局 (内科) (外科) (脳神経外科) (整形外科) (皮膚科) (歯科) (リハビリテーション科) (栄養科) (薬局) 看護局 塩江分院事務局 総務・医事係 附属医療施設整備室		教育長 総務課 総務係 経理係 学校施設整備室 施設維持係 施設整備係 学校教育課 学務係 教職員係 指導係 保健体育課 保健体育係 学校給食係 調理係 朝日新中学校給食センター 穴奈野中学校給食センター 生涯学習課 生涯学習係 少年育成センター 補導係 生涯学習センター 業務係 生涯学習センター 業務係 瓦町サテライト 夢みらい図書館 牟礼図書館 香川図書館 国分寺図書館 総合教育センター 総務係 研修係 支援係 幼児教育係 ICT教育推進室 ICT教育推進係 高松第一高等学校 事務局 事務係 幼稚園(21園) (前田幼稚園) (川添幼稚園) (三浜幼稚園) (香西幼稚園) (一宮幼稚園) (多肥幼稚園) (川岡幼稚園) (円座幼稚園) (楳紙幼稚園) (弦打幼稚園) (鬼無幼稚園) (牟礼幼稚園) (塩浦幼稚園) (春日幼稚園) (木太北部幼稚園) (栗山幼稚園) (田井幼稚園) (大町幼稚園) (大野幼稚園) (国分寺北部幼稚園) (国分寺南部幼稚園) 小学校(51校) (新番丁小学校) (亀牟小学校) (みねやま分校) (栗林小学校)		(花園小学校) (高松第一小学校) (鶴尾小学校) (木太小学校) (古高松小学校) (尾島小学校) (前田小学校) (川添小学校) (林小学校) (三浜小学校) (仏生山小学校) (香西小学校) (一宮小学校) (多肥小学校) (川岡小学校) (円座小学校) (楳紙小学校) (弦打小学校) (鬼無小学校) (下笠居小学校) (女木小学校) (男木小学校) (川島小学校) (十河小学校) (東植田小学校) (管沢分校) (植田小学校) (中央小学校) (太田南小学校) (木太南小学校) (古高松南小学校) (尾島東小学校) (尾島西小学校) (木太北部小学校) (塩江小学校) (牟礼小学校) (牟礼南小学校) (庵治小学校) (庵治第二小学校) (大野小学校) (浅野小学校) (川東小学校) (香南小学校) (国分寺北部小学校) (国分寺南部小学校) 中学校(23校) (桜町中学校) (紫雲中学校) (みねやま分校) (玉島中学校) (高松第一中学校) (尾島中学校) (塩和中学校) (龍雲中学校) (勝賀中学校) (一宮中学校) (香東中学校) (下笠居中学校) (男木中学校) (山田中学校) (太田中学校) (古高松中学校) (木太中学校) (塩江中学校) (牟礼中学校) (庵治中学校) (香川第一中学校) (香南中学校) (国分寺中学校) 学校給食共同調理場 (山田学校給食共同調理場) (牟礼学校給食共同調理場) (庵治学校給食共同調理場) (香川学校給食共同調理場) (香南学校給食共同調理場)		総務課 総務係 財務管理係 お客さまセンター 検針係 受付係 水道整備課 計画係 改良第一係 改良第二係 維持管理係 漏水修繕係 給水課 給水指導係 検査係 給管対策係 浄水課 施設整備係 御殿浄水場 浅野浄水場 川添浄水場	

監査委員

選挙管理委員会

農業委員会

市議会

監査委員事務局
監査課 監査係

選挙管理委員事務局
選挙課 管理係 選挙係

農業委員事務局
農政課 農政管理係 農地係

市議会事務局
総務調査課 総務係 調査係 議事課 議事係

公平委員会

13 人 事

(1) 職員の配置状況

(3.4.1 現在 単位：人)

局課名	定数	役付職員					一般職員			教員	合計
		局長級	局次長級	課長級	課長補佐級	係長級	消防・指導主事以外の職員	消防吏員	指主事		
市長部局	市民政策局	1	4(1)	6	21(3)	46(12)	89(52)				167(68)
	総務局	2	2	9	12(1)	35(10)	46(24)				106(35)
	財政局	1	3	6	20	53(17)	111(51)				194(68)
	健康福祉局	3	8(4)	21(6)	91(65)	239(165)	734(605)				1,096(845)
	環境局	1	3	8	18(1)	67(5)	99(7)				196(13)
	創造都市推進局	1	4	13(1)	25(4)	62(13)	84(40)				189(58)
	都市整備局	2	3	14	30(1)	99(15)	152(39)				300(55)
	総合センター・支所・出張所			4	6(3)	36(6)	61(29)				107(38)
	出納室	1		1	1	2(1)	10(7)				15(8)
小計	2,438	12	27(5)	82(7)	224(78)	639(244)	1,386(854)				2,370(1,188)
教育委員会	458	1(1)	3(2)	11(1)	16(4)	83(48)	156(86)		21(8)	61(31)	352(181)
監査委員事務局	10	1(1)		1	1(1)	1(1)	5(3)				9(6)
選管事務局	11		1	1	1	3	3(2)				9(2)
公平委員会	2										
市議会事務局	25	1	1	1	2	5(2)	9(6)				19(8)
農業委員会	18		1		1(1)	6(1)	3				11(2)
消防局	500	1	3	19	31	125(2)		297(12)			476(14)
病院局	543	5	17(6)	33(8)	29(18)	76(42)	302(248)				462(322)
香川県広域水道企業団	—		2	10(1)	18	68(5)	82(17)				180(23)
合計	4,005	21(2)	55(13)	158(17)	323(102)	1,006(345)	1,946(1,216)	297(12)	21(8)	61(31)	3,888(1,746)

※1 ()内女性職員 うち数

※2 臨時的任用職員（一般職員4人）、再任用短時間職員（一般職員92人）を除く。なお、上記表中の人数とは別に、5人の香川県からの派遣職員が農林水産課（1人）、道路整備課（2人）、建築指導課（1人）、消防局防災課（1人）に、また、任期付短時間医師5人が病院局に配置されている。

(2) 旅 費

(3.4.1現在 単位:円)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
		甲地方	乙地方	
市長	3,300	14,800	13,300	3,300
副市長	3,000	14,800	13,300	3,000
病院事業管理者	3,000	14,800	13,300	3,000
識見を有する者のうちから 選任された常勤の監査委員	3,000	14,800	13,300	3,000
6級以上の職務にある者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を除く。〕	2,600	13,100	11,800	2,600
5級以下の職務にある者 〔6級の職務にある者のうち、市長の 定める者を含む。〕	2,200	12,000	10,800	2,200

※ 「甲地方」とは市及び東京都の特別区の地域をいい、「乙地方」とはその他の地域をいう。

固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

(3) 給与関係

ア 職種別平均給料等

(3.4.1現在)

区分 職種	職員数 (人)	給料 (円)	扶養手当 (円)	住居手当 (円)	通勤手当 (円)	初任給 調整手当 (円)	地域手当 (円)	合計 (円)	平均 年齢 (歳.月)
一般行政職	1,859	310,177	7,494	6,330	5,818		19,680	349,499	40.8
税務職	150	294,058	6,897	6,572	5,842		18,322	331,691	38.3
医師 歯科医師職	2	550,700	5,000		5,500	227,800	104,632	893,632	54.10
薬剤師 医療技術職	51	330,751	6,480	3,857	5,953	6,235	20,482	373,758	41.8
看護・保健職	107	309,955	4,276	5,075	6,564		19,140	345,010	39.1
消防職	476	319,428	16,643	5,670	6,639		20,545	368,925	39.6
企業職	549	336,191	8,203	6,343	5,741	24,601	26,467	407,546	41.8
技能労務職	342	344,887	7,940	3,621	5,871		21,179	383,498	49.5
高等学校教育職	61	384,313	9,123	6,859	5,025		23,790	429,110	45.4
幼稚園教育職	76	307,776	5,303	4,174	5,505		19,294	342,052	38.8
その他の教育職	35	413,628	14,943	3,786	5,192		26,626	464,175	49.1
企業団派遣職員	180	332,050	10,375	7,198	6,546		21,313	377,482	43.9
合計	3,888								
平均		320,862	8,810	5,935	5,945	3,673	21,058	366,283	41.7

イ 役職別平均給料(一般行政職)

(3.4.1現在)

区分	局長	局次長	課長	課長補佐	係長	その他の 職員	合計
職員数 (人)	14	28	80	204	499	1,034	1,859
構成比 (%)	0.8	1.5	4.3	11.0	26.8	55.6	100.0
平均給料月額 (円)	457,957	431,586	407,585	389,779	352,886	261,037	310,177

ウ ラスパイレス指数の推移

年度	28	29	30	元	2
指数	102.1	101.7	101.1	101.0	101.0

エ 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6月	100分の127.5	100分の95.0	100分の222.5
12月	100分の127.5	100分の95.0	100分の222.5
合計	100分の255	100分の190	100分の445

※ 加算措置 給料の月額100分の20以内

(4) 人材育成

第6次高松市総合計画や現在の社会情勢等との整合性を図るため、平成29年3月に「高松市職員人財育成ビジョン」を改定し、多様化した行政需要に誠意を持って応え、将来を見据えた行政運営ができる職員の育成に総合的に取り組む。また、市民を明るく迎えるさわやかな市役所づくりを推進するため、職員一丸となり「さわやかサービス運動」に取り組む。

ア 求められる職員像（個人に求められる資質）

- (ア) 高松への愛着心を持っていること（高松を愛する心）
- (イ) 健康であること
- (ウ) コミュニケーション能力を持っていること
- (エ) これまでの経験（仕事、人生）を生かし、職務を全うすること
- (オ) コンプライアンス意識を持ち、公務員としての素養を兼ね備えていること

イ 求められる組織像

- (ア) 職員の能力を最大限に発揮できる職場環境整備
- (イ) 職員が主体的に学ぶことができる研修体系の整備
- (ウ) 職員の成長と組織の成果に貢献できる人事制度の整備
- (エ) 職員をサポートする制度のさらなる充実

ウ 令和3年度職員研修体系

(ア) 自主研修

時代の動向と市政や職務について、常に問題意識・目的意識を持って自分の能力を開発していく意欲を持ち続ける自己啓発が研修の基本であることから、職員が自ら必要を感じて自発的・主体的に行う自主研修を積極的に支援する。

(イ) 職場内研修

職務上の専門的・実務的な知識・技能・態度等の修得については、各職場で上司や先輩職員から、実際の仕事を通じて指導・助言を得る職場内研修が効果的であり、職員の能力・ニーズに応じた個別指導のほか、各職場の組織目標や重点項目に沿った計画的な集合研修を実施し、職務執行能力を高め、組織目標を達成していく職場づくりを推進する。

(ウ) 職場外研修

自主研修や職場内研修だけでは充足しにくく、全体として実施した方が効果的な一般的・基本的・体系的・共通的な知識・技能・態度等を修得するため、集合研修（一般研修・特別研修）を実施する。また、広い視野や高度な専門的能力の開発のため、専門の研修機関への派遣研修を併せて実施する。

エ さわやかサービス運動の実施

市民を温かく迎える市役所づくりの一環として、平成14年11月から「さわやかサービス運動」に取り組んでおり、職員が行政サービスを提供する上での心構えと行動指針を示した「高松市職員CSクレド（信条・志）」を作成し、その浸透を図るとともに、接遇マニュアル「高松市さわやかサービスガイド」の作成・活用や、市民サービスアンケートの実施などにより、市民満足度が高まるよう職員の意識改革を進めている。

(5) 働き方改革への取組

本市では、ノー残業デーの実施や時間外勤務の縮減目標の設定など、長時間労働の是正に向けた、働き方改革に取り組んでいる。平成29年11月には、働き方改革を推進するリーダー宣言である、高松市版イクボス宣言「もっとイクボス」を行い、管理職員等を対象に、働き方に対する意識改革を促すため「イクボス研修」を実施している。また、時差勤務やテレワークの活用を推進するなど、働きやすい職場環境の整備を進めている。

14 職員厚生

(1) 厚生制度

ア 健康管理

職員の健康診断については、高松市職員安全衛生管理規則に基づき、疾病の予防と早期発見・早期治療を目指し、一般定期健診をはじめ各種の健康診断等を実施している。

イ 安全衛生管理

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生管理業務を統括管理する総括安全衛生管理者をはじめ、安全衛生管理者・安全管理者・安全管理補助者・衛生管理者・衛生管理補助者・安全衛生推進者・衛生推進者・作業主任者・作業指揮者・産業医を選任し、職場及び職員の安全・衛生管理を積極的に進めている。

ウ 職員安全衛生委員会

高松市職員安全衛生管理規則に基づき、安全衛生に関する調査審議機関として高松市職員安全衛生委員会を設置し、安全衛生問題及び講ずべき安全衛生対策の推進について調査審議を行っている。

エ 公務災害補償等

令和2年度公務災害発生状況

所属名等	件数	所属名等	件数
人権啓発課	1	小学校	2
生活衛生課	1	消防局	3
環境指導課	1	みんなの病院	6
環境業務課	6	監査課	1
こども園運営課	1	選挙課	1
保健体育課	1		

※ 通勤災害発生件数 5件

オ レクリエーション

(ア) 組織

諮問

市長 ←→ 高松市職員レクリエーション計画審議会

答申

構成：総務局長（委員長）ほか8人

- (イ) 職員レクリエーション班（令和3年4月1日）
 （文化部） 軽音楽班ほか5班 （体育部） 野球班ほか21班

(ウ) 令和2年度実施状況

区分	事業名	場所	延参加人数（人）
文化関係	職員文化展ほか	市民交流プラザIKODE瓦町ほか	10,975
体育・健康増進関係	体育施設利用助成ほか	仏生山公園温水プールほか	10,247

(2) 福利制度

ア 互助組織

(ア) 香川縣市町村職員共済組合の事業

給付事業として短期（療養の給付・療養費など）と長期（退職年金・遺族年金など）の制度があるほか、貸付事業として普通・住宅・災害・特別などの貸付制度がある。

その他、保健・宿泊・貯金の各事業を実施し、職員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与している。

(イ) 香川縣市町村職員互助会の事業

厚生事業及び給付事業等を実施し、会員の福祉の増進と行政の効率的な運営に寄与している。

(ウ) 市職員共済会の事業

給付事業・職員レクリエーション事業等を実施している。

(エ) 市職員消費生活協同組合の事業

職員の生活の文化的・経済的改善向上を図るため、家庭用品・食料品の販売をはじめ、新商品の紹介などを行っている。

15 行政改革

本市では、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確かつ柔軟に対応し、効率的で効果的な行財政運営を推進するため、情報公開の徹底を図り、無駄を省くとともに、コミュニケーションを活性化して、説明責任を全うすることにより、スピード感のある行財政改革に取り組んでいる。

(1) 計画策定等の経緯

- 平成8年3月 「高松市行政改革計画」策定（期間：8～12年度）
- 11年3月 「高松市行政改革計画」策定（期間：11～13年度）
 ※11年4月中核市移行のため、前倒し策定
- 14年度 計画を1年間延長適用 ※13年度末に約2割の未実施項目が残ることから、引き続き、未実施項目の着実な実現に取り組むため
- 15年7月 「新高松市行財政改革計画」策定（期間：15～17年度）
- 16年1月 「高松市行財政改革の推進体制に関する規程」制定
 （「高松市行政改革推進本部規程」を改定）
- 8月 「高松市行財政改革推進委員会設置要綱」制定
 （「高松市行政改革推進委員会設置要綱」を改定）
- 9月 各種見直し基準の策定
- ・高松市公民の役割分担見直し及びアウトソーシング検討基準
 - ・高松市外郭団体の運営等指導基準
 - ・高松市補助金等交付システム見直し基準
 - ・高松市受益者負担見直し基準
 - ・高松市公共施設管理運営基準

平成18年度	計画を1年間延長適用 ※17年度における近隣6町との合併に対応する等のため
19年7月	「第4次高松市行財政改革計画」策定（期間：19～21年度）
22年4月	「第5次高松市行財政改革計画」策定（期間：22～24年度）
25年4月	「第6次高松市行財政改革計画」策定（期間：25～27年度）
28年4月	「第7次高松市行財政改革計画」策定（期間：28～令和元年度）
令和2年3月	「第8次高松市行財政改革計画」策定（期間：2～5年度）

(2) 第8次高松市行財政改革計画

ア 概要

本市の目指すべき都市像である「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向けて、総合計画を着実に推進するためには、政策の実現を支える財政基盤を確立するとともに、効果的で効率的な行政運営に取り組む必要がある。

また、人口減少や少子・高齢化が急速に進行する中、市民や地域ニーズなどは、複雑・多様化し、今後も財政需要の増大が見込まれることから、これらの環境の変化や課題に的確に対応しながら、将来にわたり、適切な行政サービスを提供していく必要があるため、これまでの行財政改革計画の考え方や推進方針等を基本的に継承しつつ、将来を見据えた改革に取り組む、「第8次高松市行財政改革計画（計画期間：令和2年度～令和5年度）」を策定した。

同計画では、計画全体を推進する基本的な視点として、3つの視点を位置づけるとともに、本市を取り巻く社会環境等や課題に柔軟かつ適切に対応する必要があるため、3つの方針に体系化している。

< 3つの改革視点 >

- ① 市民の視点に立った改革
- ② 経営感覚を持った改革
- ③ 人的資源を活用した改革

< 3つの取組方針 >

- ① 持続可能な財政基盤の確立
- ② 効率的・効果的な行政運営と人材育成
- ④ 参画と協働によるまちづくりの推進

また、計画を推進する方策として、「業務の総点検」と「局による主体的な推進」、「プロジェクトチームによる局を越えた連携」の3つの手法により計画を推進することとしている。

イ 取組状況

令和2年度においては、「全庁的な事務事業の見直し」など、全局共通取組事項として登載した6つの実施項目に積極的に取り組むとともに、自主財源の確保等の実施項目について、局による主体的な進行管理の手法により取り組んだ。

計画期間内の目標については、財政調整基金の取崩し額が決算剰余金による積増し額を下回り、目標を達成した。

また、財政指標については、経常収支比率は目標を下回ったが、実質公債費比率は前年度比で0.3ポイント改善し、目標を上回った。

(3) 事務事業評価

行政が実施する事業の必要性や有効性・効率性などについて、客観的な数値指標で評価するとともに、その評価結果を「まちづくり戦略計画」や予算編成等に反映することを目的として、平成22年度に新たな事務事業評価システムを構築し、23年度から本市の全事業について評価を行ってきた。

28年3月には「高松市行政評価基本方針」を策定し、定量的な成果の達成度を中心に、成果に重点を置いた客観的な評価を行うこととした。また、内部管理的な事業や法令等により実施が義務づけられている事業等については「評価対象外事業」とし、評価対象の重点化を図るとともに、評価結果を図やグラフを用いて分かりやすく表示することとした。

(4) 事業仕分け・公開事業評価・外部評価

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、第三者の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、「業務の総点検」の一環として、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する、独立・非営利の政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、平成21年度に県内で初めて実施した。

この事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上などに、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを推進してきた。

25年度からは、「事業仕分け」で得られたノウハウを生かし、より市民参加の度合いと公開性を高めた「公開事業評価」を実施し、28年度からは、「高松市行財政改革推進委員会」の知見を活用した「外部評価」を実施することとした。28年度は厳しい財政状況を踏まえ、事業の廃止・縮小など経費削減を主眼とし、29年度からは評価対象事業選定の仕組み等を見直し、経費削減を主眼とした評価に加え、より自主的な事業選定に基づく、行政側の見直しの意向や方向性を踏まえた議論・評価を実施している。

令和2年度に外部評価を実施した事業

No.	事業名	担当局（担当所属）	判定結果	検討方向
1	花いっぱい推進事業 （フラワーフェスティバル）	都市整備局（公園緑地課）	縮小	縮小
2	高齢者等交通安全啓発推進事業 （交通安全フェア）	市民政策局（くらし安全安心課）	縮小	縮小
3	非行防止活動事業	教育局（少年育成センター）	改善	改善
4	少年教育推進事業	教育局（生涯学習課）	改善	改善
5	観光イベント振興事業	創造都市推進局（観光交流課）	改善	改善
6	再生可能エネルギー普及促進事業	環境局（地球温暖化対策室）	改善	改善

(5) 地域行政組織の再編

市民の身近な行政機関である地域行政組織について、市役所が取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている現行の体制を見直し、市民により近いところで、幅広い行政サービスが提供できるよう、平成24年11月に「地域行政組織再編計画基本構想」を策定し、現状の「本庁―支所・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁―総合センター―地区センター（仮称）」の三層構造へ移行することとしており、27年2月には、その具体的な取扱業務や組織・職員体制、設置位置等を示した「地域行政組織再編計画」を策定した。

その後、総合センターで取り扱う業務について検討を進めるとともに、施設改修等を実施した上で、29年1月30日に、牟礼・香川・勝賀・国分寺の四つの総合センターをオープンした。

残りの中部及び東部南地域の総合センターについては、それぞれ、仏生山総合センターは令和3年度末のオープン、東部南総合センター（仮称）は4年度末の竣工を予定している。

また、地区センター（仮称）に移行する支所（塩江、庵治、香南）については、激変緩和措置として当分の間、現在の支所機能と同等の窓口サービスを継続することとしている。

16 防 災

(1) 東日本大震災

本市では、平成23年3月11日に発災した東日本大震災直後から支援活動を開始し、令和元年度まで、消防局による緊急消防援助隊や上下水道局による応急給水隊をはじめ、被災者を健康面から支援するため、保健師や栄養士、放射線技師を被災地に派遣した。また、被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため、宮城県仙台市などへ行政職の職員を派遣した。

※平成22年度～令和元年度 延べ285人派遣

市民から寄せられた支援物資は、香川県を通じて自衛隊の輸送手段を活用して被災地へ搬送したほか、本市独自で、親善都市である茨城県水戸市や中核市の福島県郡山市、いわき市などに計13回、本市トラックや香川県トラック協会等の協力を得て搬送した。また、24年度には、本市と香川県盆栽生産振興協議会が共同し、岩手県陸前高田市の仮設住宅などに松盆栽400鉢を寄贈し、25年度には、香川県中小企業家同友会が企画した被災地支援に本市も賛同し、陸前高田市にさめきうどん店を開店した。

市民からの義援金は、計4,630件、2,450万円余りに上り、日本赤十字社を通じて被災地へ届けられ、また、市内では、市民病院での透析患者や市営住宅での避難者の受入れ態勢を整えたほか、市役所1階の市民相談コーナーでは被災者の相談窓口を開設した。

(2) 平成28年熊本地震

本市では、平成28年4月14日及び16日に最大震度7を観測し、熊本県を中心に発生した熊本地震の被災地での応急対応を支援するため職員を派遣した。

29年度には、被災した公立学校の施設復旧業務を支援するため、熊本市へ技能職の職員を派遣し、30年度には被災家屋の調査など現地の行政活動を支援するため行政職を、また、熊本城石垣復旧に係る調査業務等のため、文化財専門員を派遣した。令和元年度からは、益城町に固定資産税家屋評価等業務を支援する行政職員を派遣している。

職員派遣状況

(2年度)

区分	支援内容	人数	派遣先	派遣期間
行政職	固定資産税家屋評価等業務	1人	熊本県益城町	1年間

※平成28年度～令和2年度 延べ153人派遣

(3) 平成30年7月豪雨

本市では、平成30年6月末から7月上旬にかけて、台風第7号及び梅雨前線の影響により、西日本を中心に広範囲で大雨となり、この影響で被災した倉敷市と大洲市、宇和島市を支援するため、職員を派遣した。

職員派遣状況

(2年度)

区分	支援内容	人数	派遣先	派遣期間
行政職	災害等廃棄物処理、公費解体・自費解体等に係る業務等	1人	岡山県倉敷市	3ヶ月
行政職	各種災害対策補助事業（農業）に関する業務	1人	愛媛県宇和島市	1年間

※平成30年度～令和2年度 延べ385人派遣

(4) 防災体制

本市では、災害対策基本法に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として地域防災計画を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図っている。

防災体制の充実策として、気象情報・災害情報の把握と早期伝達などに特に配意し、県、その他防災関係機関との密接な連携を図るとともに、「地震・風水害災害発生時の職員行動マニュアル」等を作成し、災害発生時の職員動員の体制確保を図っている。

また、住民参加型の震災対策総合訓練の定期的実施や地域コミュニティ継続計画策定などにより、各機関・団体相互の協力体制の確保、自主防災組織の育成及び市民や地域の防災意識の高揚・防災力の向上を図るなど、災害時に備えた心構えや対策を進め、防災体制の充実・強化に努めているほか、防災行政無線を整備し、通信連絡体制の整備・充実を図るとともに、大規模災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、民間事業者や関係機関、自治体間で災害時応援協定を締結しており、令和2年度までに90の協定を締結している。

近い将来発生が予想される南海トラフ地震対策としては、平成23年度から113か所の津波避難ビルを指定したほか、平時から各部署において非常時優先業務を特定し、災害時に適切な業務執行を行うことを目的に、24年4月に業務継続計画本庁用を策定し、27年4月に出先機関用を策定した。

また、29年度には、県の「香川版市町BCP作成指針」Ver.2.0の策定及び熊本地震等の課題を踏まえ、現行の組織及び人員を基に、非常時優先業務等を見直し、大規模災害発生時における本市の業務を継続する体制を確保するため、業務継続計画の修正を行った。

(5) 高松市地域防災計画

本市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害発生時の応急対策や復旧など災害に関わる事務・業務に関して総合的に定めた、「高松市地域防災計画」を策定している。

ア 計画策定・修正の経過

昭和39年5月 「高松市地域防災計画」策定

平成8年4月 震災対策編策定

10年3月 一般対策編第14次修正、震災対策編第1次修正、資料編作成

14年12月 震災対策編第2次修正

16年3月 一般対策編及び資料編第16次修正

17年3月 16年の台風災害と15年の東南海・南海地震防災対策推進地域指定に伴い、一般対策編第17次修正、震災対策編第3次修正

21年3月 一般対策編第18次修正、震災対策編第4次修正、資料編修正

24年12月 東日本大震災を経て、近い将来発生が確実視されている南海トラフに起因する大地震に備え、一般対策編第19次修正、震災対策編を地震対策編及び津波対策編に分割、資料編を参考資料として位置づけ

26年3月 避難所の指定、避難行動要支援者名簿に関する項目修正（第20次修正）

27年5月 県南海トラフ地震（第4次公表）の反映、減災の考え方を基本に、避難勧告等の判断基準の見直し、大規模災害時の物流拠点計画などを盛り込み修正（第21次修正）

29年11月 洪水・高潮・雨水出水の浸水想定区域への対応や、27年関東・東北豪雨災害等を踏まえた対応の強化を図るとともに、28年熊本地震において顕在化した課題等に対応するため、減災の考え方を基本に修正（第22次修正）

令和2年3月 南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針を踏まえた取組を追記するとともに、30年7月豪雨や大阪府北部地震等を踏まえ修正（第23次修正）

イ 計画に基づく取組

平成9年度 防災アセスメントを基に、地域の災害危険性や個別の対応策を検討する地区別防災カル

- テ及び災害の発生要因と抑止要因を全市域の地図に集約した防災マップの作成
- 10年度 避難所、避難路、防災関係機関等や災害発生時の心得を掲載した避難マップの作成
- 19年度 津波・高潮・洪水などの浸水想定区域、土砂災害の危険箇所や避難所など、避難の判断に関する情報等を掲載した防災マップの作成
- 21年度 高松市災害時指定職員に関する要綱の制定
- 26年度 県が公表した香川県地震・津波被害想定などに基づく防災マップの作成
- 令和2年度 高松市災害時指定職員に関する要綱の改正
洪水ハザードマップ（想定最大規模）の作成

(6) 災害対策本部及び水防本部

本市において相当規模の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置して被害の防御、軽減及び災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図っている。

また、気象状況の通知を受けたとき、または洪水・高潮等の危険が発生し必要と認めるときには、水防法及び高松市水防計画に基づき、水防本部を設置し、洪水・高潮等による水災を警戒・防御することにより、被害の軽減に努めている。

ア 体制の経過

- 平成16年度 台風16号による高潮被害、台風23号による豪雨災害の2度にわたる災害救助法の適用などを受け、災害対策本部の体制等を見直した。
- 17年度 庶務課内に防災対策室を新設し、災害予防、災害対応等に専門的に対応できるよう体制の強化を図った。
- 20年度 総務部危機管理課を新設し、関係部署、機関等と連携した危機管理体制の確立を図った。
- 30年度 高松市防災合同庁舎（危機管理センター）を新設するとともに、危機管理課と消防及び災害対策本部などを同一施設内としたほか、災害対策本部にて迅速な災害対応を図るため、リアルタイムで水位・潮位を確認できるICTを導入するなど、さらなる危機管理体制の確立を図った。
- 令和元年度 河川や沿岸部への監視カメラやアンダーパス冠水状況の災害対策本部への通信装置を設置した。

平成16年台風16号及び23号による被害状況

台風の名称	死者	全壊	半壊	床上浸水		床下浸水	
16号（8月30日）	2名	0戸	0戸	3,810戸	8,890人	11,751戸	25,531人
23号（10月20日）	1名	4戸	11戸	1,352戸	3,662人	4,313戸	10,514人

(7) 指定避難所

本市では、災害発生時における市民の安全避難を考え、小学校、中学校、高等学校及びコミュニティセンター等を避難所に指定し、高齢者等避難、避難指示と同時に避難者を円滑に収容できるよう努めるとともに、避難所表示看板を設置した。

また、災害時に市民が適切かつ迅速な行動がとれるよう、広報紙、ホームページ等に掲載し、PRに努めるなど、広く市民に周知徹底を図っている。

26年度には、災害対策基本法の改正により、従来の避難所を指定緊急避難場所と指定避難場所の2種類に区分し、現在、指定緊急避難場所191か所、指定避難所153か所を指定している。

(8) 災害時緊急物資備蓄事業

平成25年度に香川県が公表した「香川県地震・津波被害想定(第二次公表)」によると、南海トラフを震源とする最大クラスの地震が発生した場合には、避難所への避難者数が高松市内で4万3,000人に達するとされており、従来を大きく上回る備蓄が求められている。そこで、26年度に高松市災害時緊急物資備蓄計画を見直し、27年度から3年間かけて、緊急物資の備蓄数量・品目、備蓄場所等を、大幅に拡充することとした。

備蓄場所については、施設の耐震性、耐水性や地域性を考慮し、指定避難所となっている小学校などを選定している。

ア 計画備蓄量 51,600人分

イ 備蓄場所 小・中学校(跡施設含む)、コミュニティセンター等140か所

ウ 備蓄状況

(3.4.1 現在)

区分	毛布類	タオル	乾パン・パン類	アルファ米	保存水	粉ミルク	ほ乳瓶
計画量	21,500枚	43,000枚	25,800食	51,600食	77,400ℓ	32.8kg	600本
現備蓄量	21,660枚	43,170枚	26,140食	51,850食	77,556ℓ	32.8kg	600本

区分	紙おむつ	生理用品	トイレット ペーパー	ポリエチレン 手袋	ごみ袋	ビニール ラップ	食器 セット
計画量	5,160枚	1,400 パック	155セット	155セット	155セット	155セット	2,500 セット
現備蓄量	7,456枚	1,401 パック	176セット	155セット	176セット	158セット	2,500 セット

区分	紙コップ	間仕切り	テント	ユニバーサル トイレ	オストメイト 専用トイレ
計画量	7,000個	1,540張	154張	77基	10基
現備蓄量	7,100個	2,060張	154張	77基	10基

(9) 防災行政無線

本市では、地域における防災や応急災害復旧等に関する業務に使用する防災行政無線等を整備し、迅速かつ的確な情報収集・伝達体制を構築している。

ア 整備経過 (塩江町はCATVを整備)

平成18年度 旧高松市のデジタル式同報系防災行政無線の整備 (～19年度)

22年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の電波伝搬調査及び基本設計の策定

23年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の実施設計完了

24年度 合併町のデジタル式同報系防災行政無線の整備工事 (～27年度)

25年度 MCA無線 (移動系無線) の配備開始 (～28年度)

26年度 防災ラジオの普及開始

令和2年度 防災合同庁舎屋上に屋外拡声子局を整備 (～3年度)

(10) 南海トラフ地震防災対策推進地域

平成26年3月28日、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けた。

17 国民保護計画

国の武力攻撃事態対処法や国民保護法の制定に伴い、国民保護に係る基本指針及び県国民保護モデル計画が策定されたことを受け、香川県が平成18年3月に香川県国民保護計画を策定した。

本市においても、18年3月に「高松市国民保護協議会条例」及び「高松市国民保護対策本部及び高松市緊急処理事態対策本部条例」を制定するとともに、18年度には市長を会長とする高松市国民保護協議会を開催し、その協議内容を踏まえる中で、国の基本指針や香川県国民保護計画に基づき、19年3月に高松市国民保護計画を策定した。

18 危機管理指針・緊急事態等対処計画

本市では、台風・地震などの自然災害等に対応するための高松市地域防災計画と、武力攻撃事態等に対応するための高松市国民保護計画を策定し、危機に備えているが、近年、新型インフルエンザなどの感染症や環境汚染といった市民生活等に重大な被害を及ぼす事件・事故などへの対応が求められていることから、平成22年3月に高松市緊急事態等対象計画を策定するとともに、これらの災害・事件全般に的確に対応するため全庁的な対応方針等を示す、高松市危機管理指針を策定した。

19 情報政策

(1) 電子計算組織及びネットワーク

本市では、昭和42年に委託による電子計算処理を開始し、その後、電子計算組織の効率的利用及びプライバシー保護等の観点から、56年に電子計算組織を自己導入し、57年2月から住民記録などの処理を開始している。

その後、61年度から平成9年度まで、3次にわたる「高松市電子計算組織等の利用に関する基本計画」に基づき、財務処理をはじめ、国民年金事務処理や証明書の自動交付など、新規適用事務のシステム開発を順次行ってきたほか、7年度から12年度までの「高松市地域情報化計画」、10年度から14年度までの「高松市行政情報化計画」、15年度から19年度までの「高松市行政情報化計画Ⅱ e - 高松(°) [えがお] プラン」及び20年度から24年度までの「高松市情報化推進計画」を策定し、全ての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化の推進と簡素で効率的な行財政システムの構築を行った。

また、12年1月に市役所庁内LANを、13年1月に出先機関を含むWANを整備し、15年7月に情報セキュリティの強化のため、情報セキュリティ基本方針と情報セキュリティ対策基準により構成された「高松市情報セキュリティ方針」を策定し、18年8月に各所属の情報セキュリティ実施手順の作成を完了し、より一層のセキュリティ強化を図った。

また、16年12月に、ほとんどの手続を電子的に行うことができるようにする「高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、電子申請・届出の対象手続き拡大を推進したほか、17年9月、18年1月の近隣6町との合併に伴いシステム統合、ネットワーク接続を実施した。

また、19年9月から財務や庶務管理などの内部系システムの最適化に着手し、21年度には内部事務の簡素・効率化を実現してきたほか、20年3月に策定した「高松市情報化推進計画」を基に、より効率的な情報処理システムの構築を目指して、22年3月に「高松市情報システム最適化計画」を策定し、住民記録、税、保険料、福祉、保健などの住民情報システムの最適化を実施した。

また、設備の老朽化した庁内ネットワークについて、26年度に再整備計画を策定し、27年度から庁内ネットワークの再整備に着手し、29年度に完了したほか、国から通知された「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」の内容を踏まえ、29年2月に、インターネットの分離など、ネットワーク

の見直しを行い、29年4月に、かがわ情報セキュリティクラウドに参加した。30年5月に、本庁舎から、防災合同庁舎（危機管理センター）に拠点を移し、一層の耐震化・強靱化を図った。

また、令和2年10月29日には、倉敷市、松山市と「せとうち3市（倉敷市・高松市・松山市）自治体クラウドの推進に係る協定」を締結し、国の標準仕様書に準拠したシステムの共同調達及び共同利用に向けた取組を開始した。

ア 適用事務の状況

事務名	開始年月	事務名	開始年月
住民記録	昭和57年 2月 平成14年 7月 (再構築) 平成24年 7月	介護保険	平成12年 4月 (再構築) 平成26年 4月
国民年金	昭和57年 3月 (再構築) 平成26年 4月	後期高齢者医療	平成20年 4月 (再構築) 平成26年 4月
国民健康保険	昭和57年 4月 (再構築) 平成26年 4月	高齢者福祉	平成 5年 4月 (再構築) 平成26年 4月
市県民税 税収納管理	昭和57年 5月 (再構築) 平成25年 1月	障害者福祉	平成 4年 4月 (再構築) 平成26年 4月
法人市民税	昭和57年 2月 (再構築) 平成25年 1月	生活保護	平成 5年 3月 (再構築) 平成22年 8月
事業所税	昭和 3年 3月 (再構築) 平成25年 1月	保育料	平成 6年 4月 (再構築) 平成27年 4月
固定資産税 軽自動車税	昭和57年 3月 (再構築) 平成25年 1月	母子寡婦福祉資金	平成11年 4月 (再構築) 平成26年 4月
市営住宅管理	昭和62年 3月 (再構築) 平成27年 4月	児童手当等 福祉医療	昭和58年 4月 (再構築) 平成26年 4月
中小企業勤労者福祉 共済	昭和58年 4月 (再構築) 平成27年 8月	児童相談	平成26年 4月
農地基本台帳管理	平成元年 8月 (再構築) 平成27年 4月	健康管理	平成18年10月 平成26年 4月
公金収納	平成22年10月	学事情報	平成 8年 6月 (再構築) 平成27年 4月
共通基盤	平成24年 4月	人事管理	昭和58年 4月 (再構築) 平成27年10月
文書管理	平成17年 4月	庶務管理	平成21年 4月 (再構築) 令和 2年 1月
財務会計	平成21年10月	行政評価	平成21年 5月
被災者情報	平成25年 4月 (再構築) 令和 2年 4月		

※ 社会保障・税番号制度への対応に伴うシステム改修については、平成26～28年度において、おおむね終了している。

イ ネットワーク利用の状況

(ア) 設置 (3.4.1 現在)

機器名	台数 (台)
ネットワーク用パソコン	4,050

(イ) 研修

全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施するとともに、情報セキュリティハンドブックを作成し、職員の情報セキュリティの意識の向上に努めている。

(2) 情報化の推進

平成20年3月策定の高松市情報化推進計画に基づき、全ての市民が情報化の恩恵を享受・実感できる地域情報化を推進するため、未整備地区へのケーブルテレビ網及び超高速情報通信網の整備を進めたほか、簡素で効率的な行財政システムを構築するため、「情報システム最適化計画」を策定し、「業務の簡素化・効率化」、「情報システム経費の削減・抑制」を目的として、情報システムの最適化を進めた。

20年度から、全ての市民が情報化の恩恵を受けられるよう、旧高松市地域と合併町地域との地理的情報格差を是正するため、既にケーブルテレビが整備されている塩江町を除く牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町へのケーブルテレビ網及び超高速情報通信網整備を進めるとともに、女木町、男木町の超高速情報通信網の整備を開始するなど、旧高松市の未整備エリアの解消に努めた。

また、塩江ケーブルネットワークについては、設備老朽化等に伴う再整備を超高速情報通信網整備推進事業として位置づけ、25年3月に再整備基本計画の策定を行い、27年度に再整備を完了した。

(3) スマートシティの推進

本市では、ICT・データの活用と、産学民官の多様な主体との連携により、様々な地域課題の解決を図る「スマートシティたかまつ」の実現に向けて、IoT共通プラットフォームを構築するとともに、産学民官の多様な主体が参画する「スマートシティたかまつ推進協議会」と連携しながら、防災・観光・福祉・交通など、様々な分野での取組を推進している。

平成31年3月には、「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データの活用に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、本市ならではの特色を盛り込んだ、ICT施策の総合的な指針として「スマートシティたかまつ推進プラン」を策定した。

また、市民や多様な主体によるデータの利活用を推進するため、本市が保有するデータは、原則として全てオープンデータ化することなどの方針を示した「オープンデータの推進に関する取組方針」を策定し、オープンデータサイトを開設するとともに、自由にデータを利活用できる実証環境を構築し、それらを活用した人材育成にも取り組んでいる。

令和2年度からは、本市のIoT共通プラットフォームを綾川町及び観音寺市と防災分野において共同利用を進めているほか、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を目指し、「スマートシティたかまつ推進協議会」と連携し、地域コミュニティ協議会単位でのデジタルデバイドの解消に向けた取組を進めている。

また、スマートシティの実現に向けたこれまでの取組をさらに一段先に進めるため、3年4月に、スーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に向け、本市のスーパーシティ構想をとりまとめており、目指す都市像を「フリーアドレスシティたかまつ」と掲げ、「防災」、「交通・物流」、「健康・介護」、「エネルギー」、「家計DX」、「学び」、「離島」の7分野において、10の先端的サービスを提案した。

(4) 行政手続のデジタル化

平成16年9月からスポーツ施設の予約手続を「かがわ電子自治体システム」へ移行し、同年10月から行政手続についても順次デジタル化を行った。また、29年11月から国の運営するマイナポータル上で提供されるマイナンバーカードを利用したびったりサービスの各種手続を開始した。

令和2年9月には、さらなる行政手続のデジタル化を推進するため「スマートシティたかまつ推進協議会」内に設置した「デジタル・ガバメント推進特別ワーキンググループ」により、行政手続の棚卸調査を実施した結果、押印が必要な手続が7割程度あるほか、添付書類の原本が必要な手続が3割程度、対面が必要な手続が4割程度あるなど、デジタル化に向け障壁となる課題が明らかになった。3年5月には、この棚卸調査の結果を全庁に公表するとともにデジタル化に向けた対応方法などを示した「高松市DXを実

現するための基本方針」を策定した。

ア 公共施設予約及び電子申請・届出一覧

(3.6.1 現在)

システム名	手続名称
公共施設予約	スポーツ施設予約、文化施設予約、斎場予約、会議室予約
かがわ電子自治体システム	犬の死亡届、犬の所在地変更届、バザー開設報告、行政文書公開請求、知的障害者青年教室ボランティア応募、高松市職員等採用試験受験申込、特定非営利活動法人事業報告、市外者成人式受付
インターネット蔵書予約	市立図書館の蔵書検索・予約
かがわ電子入札システム	入札参加資格審査の申請・変更届、電子入札
ぴったりサービス	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出、児童手当等の受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求、児童手当等の現況届、保育に関する支給認定の申請、保育施設等の現況届、介護保険の被保険者証の再交付申請、介護保険負担割合証の再交付申請

20 統 計

(1) 受託統計調査

令和2年度は、次の統計調査等を実施した。

調査名	実施年月日	根拠	調査区分
学校基本調査	2. 5. 1	基幹統計調査	全数
工業統計調査	2. 5. 1	基幹統計調査	全数
国勢調査	2.10. 1	基幹統計調査	全数
経済センサス基礎調査(乙調査)	2. 6. 1	基幹統計調査	全数
香川県人口移動調査	毎月	県条例、調査規程	全数

(2) 統計調査員確保対策

統計業務の円滑な推進に向けて、登録調査員で構成する統計調査員協議会(378名、令和3年4月30日現在)の拡充強化に努めるとともに、調査員の安定的確保と資質の向上に資するため、統計調査員大会や調査員研修などの事業を、同協議会と共催で実施している。

21 マイナポイント事業

本市では、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う反動減対策として、国のマイナンバーカードを活用した消費活性化策(以下、「マイナポイント事業」という。)に必要となる利用環境を2年4月より整備した。

マイナポイント事業では、本庁舎及び出先機関に、市民がマイキーID設定・マイナポイント申込の支援を受けられるブースを設置したほか、大型商業施設などにおいて出張支援ブースを設けた。

また、本庁舎及び市民サービスセンター、各総合センターにマイナポイント手続用専用端末を設置するとともに、SNS、ポスター・チラシ、ラッピングバス・電車などの広報手段を活用し、マイナポイント申込の促進に取り組んだ。

22 広聴活動

(1) 方針

- ア 市政に対する苦情・意見・要望を積極的に受け止め、行政に反映するとともに、広聴機能の充実に努める。
- イ 住民の自助・自立化を促進する知識・情報を提供し、あわせて日常生活上の紛争の予防と解決のため、法律その他専門知識を活用し、適切な助言・指導を行う。
- ウ 広聴結果を分析し、広聴統計の政策情報化を促進する。

(2) 事業

- ア 個別広聴（市民相談、市長への提言、一日合同行政相談、ホームページご意見箱）
- イ 集会広聴（市政出前ふれあいトーク、市長まちかどトーク）
- ウ 調査広聴（Web アンケート、アンケート結果公表）

(3) 事業の内容

ア 市民相談

(ア) 市政相談

市民と行政を結ぶパイプ役として、市政についての意見・要望などを聴くとともに、行政に反映させる。

(イ) 一般相談

日常生活の中で生じる様々な問題について相談に応じる。

(ウ) 専門相談

市民の日常生活上の悩みごとや、紛争の予防と解決を図るため、関係機関の協力を得て、各種専門相談を実施し、助言・指導に当たるなど、市民が健康で明るい市民生活を営めるよう、市民サービスの向上に努める。

(単位:件)

相談種別	相談員	実施日時	28	29	30	元	2	
市政相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	3,165	3,429	4,432	4,448	3,801	
一般相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	2,781	2,559	2,602	2,186	1,969	
専門相談	人権相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10時～15時	102	74	68	58	58
	弁護士法律 相談(予約制)	弁護士	毎週火曜日 第1・3木曜日 第2・4土曜日 13時～16時	918	939	917	916	702
	司法書士法律 相談(予約制)	司法書士	第2・4木曜日 13時～16時	200	201	249	228	139
	行政相談	行政評価支局職 員・行政相談委員	毎週水曜日 10時～15時	76	84	174	223	201
	市税相談	市税関係職員	第2金曜日 9時～16時	1	4	8	6	12
	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9時～16時	16	10	6	6	14
	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9時～16時	53	38	0	0	0
	行政書士相談	行政書士	第1・3金曜日 9時～12時	147	72	73	92	66
	社会保険 労務士相談	社会保険労務士	毎週火曜日 9時～12時	78	61	63	55	79
	調停相談	調停委員	第4金曜日 10時～15時	165	120	86	100	21
	土地家屋 調査士相談	土地家屋調査士	第1・3金曜日 13時～16時	65	49	57	42	44
合計			7,767	7,640	8,735	8,360	7,106	

イ 市長への提言

市民の意見・要望などを市政に反映させるため、手紙・電話・ファックス・Eメール・ホームページ
提言フォームによる「市長への提言」を受け付けている。なお、平成19年12月10日から「市長への提言」
をデータベース化し、提言と回答内容をホームページで公開している。

建設的な提言は、今後の施策・事業に反映させるなど、広く活用を図る。

(単位:件)

区分	年度	28	29	30	元	2
市長への提言レター		97	140	71	91	87
市長への提言テレホン		7	7	5	0	1
市長への提言ファックス		12	17	16	9	9
市長への提言Eメール		40	33	14	27	25
市長への提言ホームページ		138	170	142	173	442
合計		294	367	248	300	564

ウ 一日合同行政相談

四国行政評価支局と共催で、四国地方整備局等各行政機関の協力を得て、毎年1回相談所を開設する。

エ 市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる事業・施策、今後の検討課題についてあらかじめテーマを設定し、その中の一つのテーマについて、市政やまちづくりに関心のある20人程度の団体やグループから聞いてみたいという要望があれば、管理職員等が出向いて説明を行い、理解と協力を得る。

また、ふれあいの中で、市民の思いや実情を把握するとともに、市民から出された意見・提言等については、施策・事業等の参考として活用する。

区分	年度	28	29	30	元	2
テーマ件数 (件)		166	159	159	154	161
実施件数 (件)		613	614	652	509	263
(うち施設見学)		(167)	(206)	(237)	(191)	(57)
参加人数 (人)		19,754	18,280	19,252	15,327	4,407
(うち施設見学)		(5,071)	(4,645)	(5,346)	(4,596)	(2,323)

※ テーマ一覧表のもとに実施された施設見学の件数等を含む。

オ 市長まちかどトーク

市民との「協働」によるまちづくりを推進するために、市内で活動する各種団体・グループのもとへ、市長自らが直接出向き、意見交換を行う中で相互理解を深める機会として、平成21年7月から、実施している。

30年度からは、「健やかにいきいきと暮らせるまち」「心豊かで未来を築く人を育むまち」など、第6次高松市総合計画の6つのまちづくりをテーマとし、これらの活動実績がある市民活動団体を対象とした。

区分	年度	28	29	30	元	2
テーマ件数 (件)		7	7	6	6	6
実施団体数		6	6	5	7	0
参加人数 (人)		128	119	117	140	0

23 公益通報

「公益通報者保護法」が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、公益通報に係る事務を適切かつ円滑に行うため、公益通報（外部通報）の相談窓口を広聴広報課市民相談コーナーに、同内部通報の相談窓口をコンプライアンス推進課に、それぞれ設置し、相談・通報処理業務を行っている。

令和2年度実績 外部通報：0件 内部通報：6件

24 広報活動

(1) 印刷媒体等による広報

名称	型式	発行日・部数	配布方法
広報高松	A4判28頁 12回 平成19年4月15日号からカラー化 平成30年4月1日号から多言語ユニバーサル情報発信ツール「カタログポケット」による電子書籍版の配信を開始	毎月1日発行 200,000部	事業者ポスティングによる全戸配布
点字広報	B5判22頁	毎月10日発行 80部	視覚障害者に郵送

(2) テレビ放送による広報

(3年度)

区分	番組名	放送日時	内容
岡山放送	ワンダフルたかまつ NEXT	年間3回 (7・10・3月放送) 土曜日 13:00～13:15 再放送 放送翌日の日曜日 1:25～1:40	市政の重要施策や制度等を 紹介
RSK 山陽放送	高松、歴史礼讃	年間2回 (8・2月放送) 第2土曜日 17:00～17:15 再放送 放送翌日の日曜日 2:45～3:00	市の歴史、文化、風土、産 業等を紹介
西日本放送	Every. フライデー	年間12回 (毎月放送) 第3金曜日 16:15頃から3分程度	市の施策やイベント情報等 を紹介

(3) ラジオによる広報

(3年度)

区分	番組名	放送日時	内容
エフエム高松 コミュニティ放送	高松市インフォ メーション	毎週月～金曜日 8:00～8:03 毎週月・金曜日 17:25～17:28	市の各種制度や行事等のお知らせ
西日本放送	市長ラジオエッ セイ もっと高松	毎月第1土曜日 7:25～7:30 (7月から3月)	市長の高松への思いや、日々感じたことなど を、市の現状や取組を交えながら市民にお知 らせする。

(4) ケーブルテレビによる広報

市民がいつでも市政に関する情報を得られるよう、高松ケーブルテレビの5チャンネルを市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」として開設し、平成12年8月1日から放送を開始した。2時間単位の番組を、1日12回、終日放送してきた。

21年4月から、地上デジタル放送への完全移行(23年7月)を控え、ケーブルテレビの事業主体であるケーブルメディア四国が自主放送チャンネルをハイビジョン化することに伴い、周波数帯域の関係などから、本市の市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」を含めた3つの自主放送チャンネルを2つのチャンネルに統合した。

これにより、市政情報専用チャンネルを廃止し、新たに1時間単位の市政情報専用番組「いき・いき高松」として、2つのチャンネルにおいて毎日3時間ずつ放送時間帯を変えて番組を放送した。(月2回更新)

また、新たなサービスとして、いつでも好きな時に最新の市政情報を見ることができるようデータ放送を開始しているほか、災害等の緊急時には、迅速かつ的確に、避難勧告等の災害情報を放送するなど、「いき・いき高松」は、地域に密着した、広報手段となっている。

24年5月からは、番組編成により「高松ケーブルテレビ2」(121ch)を30分枠に、「高松ケーブルテレビ1」(111ch)を45分枠に変更し、放送しており、25年4月からは、チャンネル名がケーブルメディア四国に統一され、「CMS1」「CMS2」に変更されている。

ア 放送チャンネル等

チャンネル	①CMS 1 (111ch)	②CMS 2 (121ch)
放送回数	①1日3回放送	②1日4～5回放送

イ 映像番組（令和3年度放送）

《CMS 1》

番組名	時間
いきいき高松	30分
内訳	
ホットラインたかまつ	10分
いきいきNAVI	10分
見てみMy高松	5分
高松訪ね歩記	5分
市長定例記者会見	実時間

《CMS 2》

番組名	時間
いきいき高松	30分
内訳	
ホットラインたかまつ	10分
いきいきNAVI	10分
見てみMy高松	5分
高松訪ね歩記	5分

※ 「ホットラインたかまつ」・「見てみMy高松」・「高松訪ね歩記」・「市長定例記者会見」の4番組については、ホームページでのWeb配信を行っている。

《番組内容》

(ア) いきいき高松（市政情報番組）

- a ホットラインたかまつ（市の施策や制度などを紹介）
- b いきいきNAVI（市のイベントや制度などを紹介）
- c 見てみMy高松（市内の行事などを取材し、ニュース形式でその内容を紹介）
- d 高松訪ね歩記（歴史を物語る史跡や旧跡、市内に残る文化財などを紹介）
- e 民放テレビ広報番組（民放局で放送した「市政」、「歴史・文化」の2広報番組を本放送の翌月に放送）

(イ) 市長定例記者会見（毎月2回開催される記者会見の様態を放送）

ウ データ放送

《コンテンツ》

- (ア) おすすめ情報（全コンテンツ内の情報から厳選したもの）
- (イ) 市からのお知らせ（手続き、制度概要、啓発情報など）
- (ウ) イベント情報（各種催し、施設行事など）
- (エ) 募集（各種行事のほか、各種委員や非常勤嘱託職員などの募集）
- (オ) 休日当番医

(5) インターネットを活用した広報

平成8年10月に本市ホームページ「もっと高松」を開設して以来、市の重要施策や制度、イベントなどの各種市政情報を掲載するとともに、英語版ホームページや携帯電話版ホームページを開設して情報を発信するなど、市政情報の発信機能の充実に努めている。

17年7月末には、誰もが不便さを感じることなく利用できるUDホームページへ移行し、さらに、国外からの観光客の誘致推進や、外国語を母国語とする市民への情報発信として、21年4月、英語版ホームページをリニューアル、22年4月には中国語版ホームページを開設した。

その後、22年7月にホームページのリニューアルを経て、簡単に公共施設や観光地などを地図検索できる地図情報システム「たかまつぷ」の導入、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の一つである「ツイッター」による情報発信や、「ユーチューブ」を活用した動画配信サイト「高松ムービー（動画チャンネル）」の開設等、インターネット環境の発達や、スマートフォンの普及等により、利用が拡大する新たな情報ツールを導入し、情報発信を強化した。

また、30年3月、ホームページにおいて、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上や、分かりやすく

探しやすい情報分類・サイト構造設計の実現等を目的に、年齢や障害等の有無にかかわらず誰もが利用できるよう、多言語（英、中（簡・繁）、韓、仏）や、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」に対応したホームページに全面リニューアルを行った。

種別	媒体名	備考
ホームページ	市ホームページ「もっと高松」	平成30年3月リニューアル
地図情報システム	たかまつぷ	平成23年3月～
SNS	YouTube	平成25年7月～ 高松ムービー（動画）チャンネルと連携
	Twitter	平成23年6月～
	Facebook（公式）	平成30年3月～
	Facebook（防災情報）	平成30年9月～

(6) その他の媒体による広報

名称	型式名	制作本数等	内容（配布等）
声の広報	コンパクトディスク	毎月1回発行 1回90本制作 60分	点字が解読できない視覚障害者を対象に制作し、郵送している。

(7) 暮らしの情報

平成11年度から主に転入者向けのガイドブックとして、市の制度をはじめ、各種サービスや施設情報など、市民生活に必要な情報をまとめた「暮らしのガイド」を3年ごとに発行していたが、18年度からは、従来の冊子版からリーフレット版に変更するとともに、毎年度発行することとした。

23年度からは、年度当初に最新の市政情報を広く市民に提供するため、各課の電話番号や市の主な制度、サービスなど市民生活に必要な情報を分かりやすくまとめたチラシ「たかまつ 暮らしの情報」（A3判・両面）に変更し、広報高松4月1日号に差し込んで配布するとともに、別途8,000部印刷して市民課窓口などで配布していたが、令和2年度からの広報紙の全面リニューアルにより、紙面構成を全体的に見直す中で、令和元年度をもって廃止した。

(8) 報道機関への情報提供

新聞やテレビなどのマスコミを通じて、より迅速に市政情報を市民に提供するため、随時、記者発表や資料提供を実施しており、平成19年12月からは、報道発表資料をホームページで公開している。

また、19年6月から、市長定例記者会見を、これまでの月1回から月2回に増やすとともに、20年4月から記者会見の様態をインターネットで動画配信を開始し、同年9月からは高松ケーブルテレビにおいて、毎週土・日曜日に2回ずつ放送を開始した。また、21年4月からは、毎週4回（火・木・土・日）放送し、さらに24年4月からは、毎日放送している。

方法	回数	市政記者クラブ加盟社名
市長定例記者会見	毎月2回開催	朝日新聞、OHK、共同通信、産経新聞、山陽新聞、山陽放送、時事通信、四国新聞、瀬戸内海放送、NHK、西日本放送、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、テレビせとうち
局課長による記者発表	随時	
その他の資料提供	随時	

(9) (株) ケーブルメディア四国への出資

CATVは、高度情報化社会に向けて、市政情報や地域情報を市民に提供する有効な広報媒体として期待されることから、(株)ケーブルメディア四国の設立に伴い、平成8年9月に1,000万円を出資した。その後、視聴エリアの拡大に伴い、11年4月に4,000万円の増資を行った。

また、これまで、視聴可能エリアの拡張に伴う施設整備等に対して、新世代地域ケーブルテレビ施設整

備事業補助金（国4分の1、県8分の1、市8分の1）や地域情報通信基盤整備推進交付金（国4分の1、市8分の1）を活用し、補助を行ってきた。

視聴世帯数等

（各年度3.31現在）

区分 \ 年度	28	29	30	元	2
市内全世帯数 (a)	182,005	182,005	182,005	182,005	182,005
加入件数 (b)	46,183	47,966	48,747	49,088	50,648
加入率 (b)/(a)	25.4%	26.4%	26.8%	27.0%	27.8%

※ 市内全世帯数は、国勢調査（平成27年度）による世帯数

(10) エフエム高松コミュニティ放送（株）への出資

コミュニティFM放送は、地域に密着した情報を提供し、地域の振興を図ることはもとより、災害情報等をリアルタイムに、きめ細かく提供でき、今後の安全・安心のまちづくりに寄与する重要な広報媒体として期待できることから、エフエム高松コミュニティ放送(株)に対して、平成25年1月に、5,256,108円を出資した。